

平成31年度 苓北町小規模事業者支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、苓北町における小規模事業者の起業・後継を促進し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的として、町内の新規事業者・後継者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、苓北町補助金交付規則（平成19年苓北町規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）を準用する。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 新規事業者 町内において、3ヵ月以内に小規模事業者となる計画のある者をいう。
- (3) 後継者 町内において3親等以内の小規模事業者が営む事業を、3ヵ月以内に後継する計画がある者で、後継の日において満50歳以下の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、平成31年4月1日以降に事業を行う新規事業者若しくは後継者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 町内に住所（法人の場合は本店の住所）を有していること。
- (2) 許認可等が必要な事業の場合には、それらを有していること。
- (3) 町税を完納していること。
- (4) 国・県等からの創業に関わる補助金を一切受けていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（昭和23年法律第122号）に規定する業種
 - イ 苓北町暴力団排除条例（平成23年12月12日条例第15号）第2条第1項に規定する暴力団
 - ウ 苓北町暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有している者

(補助金交付の制限)

第4条 補助金の交付回数は、同一の補助対象者について、1回までとする。

(補助対象経費)

第5条 平成31年4月1日以降に補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定にあたって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業等に関わることが明白で、別表に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に限る。また、事業完了日までに支払いを終えた経費とし証拠書類等により、金額・支払い等が確認できる経費であることとする。

(補助金の額)

第6条 補助金は、補助対象経費の2/3以内とし60万円を上限とする。ただし、後継者への補助

金は、20万円を上限とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請をする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼誓約書 (様式第1号)
- (2) 事業計画書・資金計画書 (様式第2号)
- (3) 履歴事項全部証明書 (個人事業者にあつては、住民票の写し)
- (4) 個人事業者の場合は開業届出書、法人にあつては法人設立届出書の写し (後継者にあつては後継者であることが確認できる書類の写し)
- (5) 許認可等が必要な事業の場合には、それを証する書類の写し
- (6) 町税の完納証明書
- (7) 第5条に規定する経費の見積書の写し
- (8) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出を受けたときは、現地での実態の確認など、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと決定したときは、補助金交付決定通知書 (様式第3号) により、交付することが不適当と決定したときは、補助金不交付決定通知書 (様式第4号) により、それぞれ通知するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとする、又は補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したことが明らかになったとき。
- (3) 前2号のほか補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は町長の命令・指示に従わなかったとき。
- (4) 前3号の規定は、補助事業等について交付すべき額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助対象者は、第8条第2項の交付決定に基づき補助金請求書 (様式第5号) により請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、事業終了後に交付する。ただし、町長が必要と認めるときは、概算払いで交付することができるものとする。

(実績の報告)

第12条 補助金の交付を受けたもの (以下「補助事業者」という。) は、事業が完了した日から30日以内に、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書 (様式第6号)
- (2) 当該事業に属する収支決算書

- (3) 当該事業の内容がわかる写真及び支払いに係る請求書（内訳がわかるもの）、領収書の写し
- (4) リース・レンタル料、店舗等借入費等については、契約書の写し

(補助金額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、関係書類を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、第9条において補助金の交付の決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、補助金を受けたものに対し補助金返還命令書（様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助対象者は、補助事業完了後において、その後の事情の変更により事業を継続することが出来なくなった場合は、補助金の全部若しくは一部を返還しなければならない。また、返還については、町長と協議のうえ決定するものとする。
- 3 前項において、本事業において取得した資産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を基礎とする。
- 4 本条第1項及び第2項により補助金返還命令を受けた補助事業者は、期限までに補助金を返還しなければならない。

(状況の報告)

第15条 補助事業者は、補助金の確定の通知を受けた日の翌月から1年間、四半期ごとに経営の状況を書面にて報告しなければならない。また、それ以降についても、町長からの要求があったときは、当該要求に係る事項を書面で町長に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費
<ul style="list-style-type: none">・店舗等借入費・店舗等改修費（リニューアル等）・設備費・備品購入費（但し、中古品は対象外とする。）・広報費・創業、後継に必要な官公庁等への申請書類作成等に係る経費

* 消耗品及び車両の購入費（但し、リース・レンタルは対象となります。）、並びに汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費（パソコン、カメラ、携帯電話、タブレット等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）等は対象外とする。